



宮労発基 0705 第 2 号
令和 4 年 7 月 5 日

発注機関の長 殿
各関係団体の長 殿

宮 城 労 働 局 長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 83 号。以下「改正省令」という。）が令和 4 年 4 月 28 日に公布され、有害な業務に従事する労働者に対する歯科健康診断の結果の報告に係る改正が行われ、令和 4 年 10 月 1 日の施行とされています。

趣旨及び内容は下記のとおりですので、趣旨を御理解いただき、傘下団体、会員事業場等に対して周知いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、当局ホームページに詳細を掲載する予定であることを申し添えます。

記

1 趣旨

常時使用する労働者が 50 人未満の事業場において法定の歯科健診の実施率が非常に低いことから、歯科健診の実施状況を正確に把握し、その実施率の向上を図るため、労働安全衛生規則第 52 条等について、所要の改正を行ったもの。

2 内容

有害な業務に従事する労働者に対して歯科健康診断を実施する義務のある事業者について、使用する労働者数にかかわらず、労働安全衛生規則第 48 条の歯科健診（定期のものに限る）を行ったときは、遅滞なく、歯科健診の結果の報告を所轄労働基準監督署長に行わなければならないこととしたこと、また、歯科健診に係る報告書として「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第 6 号の 2）を新たに作成したこと、その他所要の改正を行ったこと。